（別紙５）

○「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年３月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第２　飼料の製造等に関する規制	第２　飼料の製造等に関する規制
１　飼料添加物の指定等 （略） (1)　（略） (2) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準 「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和 63 年７月 29 日付け 63 畜Ａ第 3039 号畜産局長、水産庁長官通知）は、飼料添加物についての安全性及び残留性に関する試験を実施する際の遵守事項を定めたものであり、農業資材審議会が飼料添加物の指定等についての審議を行うに当たり必要とする資料の信頼性をより一層確保し、飼料添加物の安全性評価をより的確かつ厳正に行おうとするものである。 なお、当該基準に係る飼料添加物ＧＬＰ調査については、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく調査実施要領の制定について」（平成２年１月 16 日付け元畜Ａ第 3441 号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）のＧＬＰ原則に係る国際的枠組みに基づく相互査察を受けている我が国の政府機関又はこれに代わる機関が行うこととしている。	１　飼料添加物の指定等 （略） (1)　（略） (2) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準 「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和 63 年７月 29 日付け 63 畜Ａ第 3039 号畜産局長、水産庁長官通知）は、飼料添加物についての安全性及び残留性に関する試験を実施する際の遵守事項を定めたものであり、農業資材審議会が飼料添加物の指定等についての審議を行うに当たり必要とする資料の信頼性をより一層確保し、飼料添加物の安全性評価をより的確かつ厳正に行おうとするものである。 なお、当該基準に係る飼料添加物ＧＬＰ査察については、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」（平成２年１月 16 日付け元畜Ａ第 3441 号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が行うこととしている。
２　基準及び規格 (1)～(3)　(略) (4)　「製造業者専用」表示の承認事務について	２　基準及び規格 (1)～(3)　(略) (4)　「製造業者専用」表示の承認事務について

（略） ア　（略） イ　承認手続き (ｱ)　（略） (ｲ) (ｱ)の申請は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うことができる。センターは、申請書に添付された継続的供給契約についてアの基準への適合状況を検査し、適合する場合にあっては、遅滞なく、正１通に検査結果を添えて農林水産大臣に送付する。 (ｳ)　（略） ウ　（略） 3～7　（略）	（略） ア　（略） イ　承認手続き (ｱ)　（略） (ｲ) (ｱ)の申請は、センターを経由して行うことができる。センターは、申請書に添付された継続的供給契約についてアの基準への適合状況を検査し、適合する場合にあっては、遅滞なく、正１通に検査結果を添えて農林水産大臣に送付する。 (ｳ)　（略） ウ　（略） 3～7　（略）

附　則

この通知は、令和10年４月１日から施行する。